



**自由記載欄から  
調査用紙**



## 自由記載から抜粋

### 『女性労働者の労働実態及び男女平等・健康実態調査』

#### 【男女平等】

- ・男性と同様に働いているが、 $+ \alpha$ の仕事を頼まれるのは女性が多い。また女性の管理職も少ない。平等に扱ってほしい。
- ・女性管理職を増やしたいがために管理職が「女性管理職を増やしたいから管理試験を受けたい」と打診してくる。なぜ女性管理職が必要なのかを理解していないし、人を駒としか見えていないことがよくわかる。
- ・男性職員に都合がよい場合、男女差別をしない傾向を感じる。女性は男性と体のつくりも違うので配慮してほしい。昇進に関して、何年も同じポジションから譲らない男性職員がいるため、女性幹部の登用は先になりそう。
- ・労働協約では男女平等になっていると思うが、客・電話対応等は、女性に対応させるなど、男性のアシスタントとして使うことが多い。女性の最高職が課長止まり、50代で専門職だがヒラ社員のため、他社の方に「女性差別があるのでは?」と言われたことがある。

#### 【昇進制度・業務評価】

- ・子育て中のため、業務の負担を減らしてもらっている。気を遣ってもらっているんだろうけれど、マミートラック（ワーキングマザーが育児を優先させるためキャリアの一線から退くこと）を感じる。
- ・管理職から、次いつまた妊娠するかわからない人をフルタイムに戻すことはできないと言われた。仕事がないと言い続けていたにもかかわらず新人を採用。職場復帰時に、休職前の業務ではなく、本人が望まない業務にさせられそうになった。あまりにも邪険に扱われたため「私は必要ないのでしょうか」と聞くと笑われた。復帰3か月前に管理者が変わり、精神的にまいり退職を決意。休職からの復帰の難しさを感じた。マタハラともとれる言動をするような人間を昇進させないでほしい。子育て経験者、女性が役職に少ないのももつと考えてほしい。シングルマザーでも努力して昇進できる社会にしてほしい。男性の育休も義務化すべき。

#### 【制度について】

- ・管理者は、管理能力も求められるが、職場全体でも様々な制度について知ってほしい。知っていると職場の「雰囲気」も違う。
- ・看護休暇を知らず、全て年休で利用していた。
- ・生理休暇の存在を初めて知った。もっと内容を知りたいので、職場に情報を送ってほしい。
- ・ジェンダー平等や人権について学ぶ機会を増やしてほしい。
- ・各制度取得できたが、後ろめたく感じた。男性が多いため前例が少なく取りやすいサポートの強化や女性職員を増やすなどの配慮があればと感じた。

- 制度を利用しようとしても、自分も、上司も内容を把握していない。担当者からの連絡も十分でないため、大変で不安な思いをした。日常的に、全職員が理解できるような情報開示が必要。復職1年目で、有給40日・子の看護休暇を全て消化。降は欠勤となつたため、減給。2年目は有給20日・看護休暇5日のため、無理をして休まないようにしている。安心して休める制度が欲しい。

## 【ハラスメント】

- ハラスメント撲滅宣言を出してほしい。その前に学習会をしてほしい。ハラスメントをしている人に限って、自分がハラッサーだということを認識していない。全体を俯瞰できるよう努力してほしい。
- パワハラに対する危機感が足りない。苦しんでいる職員がいても対応が遅い。加害者側も守ろうとし、処罰などなく「事なかれ主義」
- 人員不足のために、「休憩・年休」等が取れない、このことが原因で疲労が増し、ハラスメントやメンタルにつながっているのではないか。
- 女性の職責は増えてきたが、ハラスメントの問題（SOGI ハラやレイシャルハラスメントも含め人権問題として）の研修は必要と思う。自分も含めて社会の固定観念に長い間とらわれてきたことに最近になって気づき、自分がハラスメントしないようにしたいと思う。好意的差別も性差別だということも学習していかないとなかなか気づきにくい。

## 《妊娠・出産・育児に関する実態・・・自由記載から》

### (妊娠時・妊娠以後のハラスメント)

- マタニティハラスメントは、妊娠・出産のときだけでなく、その人の人生設計や子どもとの関係にも影響する。数年前、数年間マタハラを受け、不本意な異動をされた。自分のしたい仕事から、違う分野へ異動となつたが、育児にかかる費用等を考えると転職もできず、苦悩したまま。マタハラを受けているときはどこの誰に訴えていいのかわからなかった。労組の活動が、今苦しんでいる人に届くことを祈る。
- 妊娠中、通勤緩和を利用したら、上司から「妊娠していることを公表し『迷惑かけてすみません』と言いなさい」「制度だからと言っていつまでも取っていいものではないのよ？」等、精神的・体力的にもつらい思いをした。
- 妊娠時から出産後まで、悪阻や精神的負荷から1日中嘔吐がある。初期時は流産も考えられるため職場に言いたくなかった。しかし、休むからには言うしかなく、広めないでほしいと言ったにもかかわらず数日後に出勤すると周りの人は知っていた。一週間後に流産。次の妊娠時は病気として休んだが流産を繰り返してしまい精神的に、いよいよダメになり妊娠自体をやめた。今は人が集まる所や苦手な人へは、身体症状発生するため近づけない。できる限り無心で仕事をこなしているが、会議や懇談会等があると予定日前から身体症状が発生し参加できずにいる。

- ・コロナの影響で保健所の新生児訪問や定期健診もお休みのところが多い。集まれないために孤立している親が多いのではないか。保健所を増やし、安心して子育てできる社会にしたい。

## 【賃金】

- ・給与が少なく生活が苦しいので副業を認めてほしい。
- ・残業が●時間までと決められ、定時を過ぎると「いつ帰るのか」と聞かれるが、仕事量は変わらないので、終わらない時もある。いちいち言われると困る。残業減で給料も減ったが、異動後、減給になり生活が厳しい。家賃の補助がなくなったことは大きい。単身のうちは家賃補助をしてほしい。
- ・正規職員の異動は必要だが、合併によるエリア拡大のため、通勤時間が増えた。1日8時間勤務で、通勤4時間。残業ゼロでも人間らしい生活、心身ともに健康は維持できない。50代後半からは身体的負担が大きく、定年延長されても、異動による退職が後を絶たない。高齢者をうまく活かし、長く働く考え方を組織の持ってほしい。無理ならパートといわれても生活が立ちゆかない
- ・正規職員の副業は認められていないが、今の賃金で生活するのはやっと、貯蓄する余裕もない。
- ・一時金を増やしてほしい。ダブルワークを可能にしてほしい。一つの仕事で充分というようになるまでいつまで待てばいいのかと思う。

## 【正規・非正規の格差】

- ・非正規の賃金が安すぎる。
- ・非正規には退職金がないため心配。正規仕事の内容は変わらないので退職金制度を作ってほしい。
- ・非正規だが責任はあるのに低賃金で拘束時間が長い。体調不良でも出勤せざるを得ない。
- ・有期を無期にできないことを解決してほしい。
- ・全ての非正規労働者に無期転換ルールを適用してほしい。
- ・非正規職員に対する扱いがぞんざいだと感じる。
- ・非正規が殆どの職場だが、責任のある仕事を任せられている感がある。しかし、給与や賞与などは正規と比較するとその差は非常に大きい。

## 【健康状態】

- ・体調を崩しながらでも仕事をしている。残業が多く、家族が子どもの迎えなど対応してくれるが、家族も体調を崩している。
- ・子育てと仕事（フルタイム）だが、何度も体調を崩している。
- ・正規職員が減り、非正規が増えたが、業務の整理をしても、管理や困難事例等は正職が対

応している。育児休暇後復帰したが、体調が万全でないため、ストレス由来の身体症状がある。

- ・加齢とともに、疲労感や、原因不明の不調もある。正規職員の採用を増やし、安心して公務の仕事ができるようにしてほしい！！

### 【生理休暇】

- ・生理痛がひどいが、人員不足のため運転と配達をしなければならなかった。内服をしながらだが、痛みで正直車の運転どころではなかった。
- ・生理休暇について、体調不良のタイミングは人それぞれで、予想できないこともあるので、突然しんどくなった場合、もっと柔軟な対処や対応にしてほしい。退勤しても影響しないようにするサポートをつけてほしい。
- ・月経痛があるので、休暇の取りやすい職場は本当にありがたい。  
就業規則には生理休暇は毎潮2日とあるものの、シフト上休暇を取得しづらい。
- ・正規職員のみ、生理休暇は有給なため、不平等だと思う。自給の高い正職が有給で生理休暇を取ることに疑問を感じる。期限が決まっていて、自分しかやれない仕事があれば続けて取ることはできないので、そういう自由のある人が生理休暇を取っているというのが、逆に、ほかに生理休暇を取りにくくしているのも事実。

### 【更年期】

- ・更年期に対しての制度がない。（例：夜勤免除）
- ・更年期に対しても何か対応してほしい。
- ・生理休暇だけではなく更年期についてもケアしてほしい。更年期の悪化で鬱になる人もいると思う。

### 【不妊症】

- ・不妊治療をしていることを周りに知られずに休んだり、仕事の調整ができるることを希望する。
- ・不妊治療と仕事の両立は、身体的・精神的に辛い。
- ・不妊症と言いつづらい、言ったところで理解が得られにくい。
- ・治療には多額の費用と、急な休みが必要だが、体制上休みが取れない、プライバシーが守られているとは思えない。
- ・治療のタイミングから、急遽休みが必要になる。通院を確実に保障できるような権利や休暇制度があってほしい。
- ・不妊治療で子どもを授かった。不妊治療であると公表し、協力を得ることができたが、通常の有給とは別に休みがないとしんどい。

- ・子どもを希望する人に対して、不妊治療ができるよう制度化する必要がある、その際、代替要員の確保も義務化してほしい。
- ・不妊治療は生理周期や排卵期で治療の日程が決まる。自分の場合、調整を何とかしてやっているが、上司の理解なくしては絶対にできない治療だった。病院の通院も多く、精神的、金銭的負担が多いので、周囲の理解と法や国の支援がもっとあればと思う。
- ・不妊治療の休暇制度が拡充され、女性は生理休暇の延長だが、男性は不妊治療休暇取得のために申請書を提出し、休暇枠のシステム作成をしてもらうことが必要になっている。扱いには細心の注意が必要なことなのに、男性に申請を求める制度は逆セクハラに当たるとしか思えない。男女ともにプライバシーに配慮する感性をもち、制度を作る人になってほしい。
- ・不妊治療には費用が掛かるものの成功率は20%以下。周囲に公表することで、心のプレッシャーも相当なものである。診療翌日に、急に処置が決まることがあるため、業務管理が思うようにできず、非常に難しい。

## 《妊娠・出産・育児に関する実態調査》

### 【妊娠】

- ・不調時に休めない、休めても、「環境」「雰囲気」が変わらないと十分とはいえない。
- ・悪阻のため毎日嘔吐しながら勤務していた。(悪阻に対する理解がない、人員不足で休めない等の記載あり)
- ・切迫流産・早産の恐れがあるとのことで入院になった。職員も足りておらず職場には迷惑をかけてしまい出産といい喜ばしいことも申し訳ない気持ちのほうがまさっていた。育児休暇は経済的な不安があり保育所の入所が難しいと判断し予定より短縮せざるをえなかつた。保育士が不足。育休延長をしたいと思えなかつた。子供が体調を崩しても休みがとりづらい。年度途中の産休は迷惑をかけるので避けようと思った。仕事も続けていきたい、妊娠出産も幸せな気持ちで迎えたい。あたり前なことを、あたり前にできるようにしてほしい。
- ・労基法 66 条で「妊娠は時間外労働・休日出勤・深夜労働の免除を請求できる」とあるが制度があつても利用できない。「母性健康管理指導事項連絡カード」を提出しても時間短縮どころか残業をせざるを得ない。
- ・上司が全て男性のため、妊娠中相談しづらく我慢した結果、切迫早産できつい思いをした。
- ・人員不足のため、夜勤免除がされない。
- ・事前に妊娠希望を伝えるが、妊娠の希望者同士が同クラスになると「先に妊娠すると一方はしないように」という見えない圧力がある。
- ・責任あるポジションだと、結婚や妊娠のタイミングを考えてしまう。
- ・妊娠した時「うれしい」というより「仕事どうしよう」と思う自分がいる。自分の職場では他者に変更できるものでだが、その割には人員削減がされている。「女性の仕事」に対する理解が欲しい。
- ・検診休暇の取得日数が限られているため、不足分は有休で取得  
私の職場では妊婦検診の通院休暇は1日単位でしか取得できない。実際には半休で済むので有休を取得した。通院休暇が半日もしくは時間単位で取得できれば良い。

### 【仕事と子育ての両立】

- ・育児休暇が子どもの誕生日前日までしか利用できない。誕生日当日まで利用できるようにしてほしい。
- ・育児短時間制度があつても、仕事の内容が変わらなければ意味がない。フルタイム者と同様の仕事なので残業をせざるを得なかつたり、仕事が雑になつてしまふ。職場復帰が怖い。職後のフォローを望む。
- ・仕事と育児の両立が難しい。
- ・育児短時間勤務のため、時間内の業務が増となっている。

- ・男女（夫婦）共に、子育てをしやすい世の中にならないと、母親の負担が大きい。
- ・夫が、子育ての協力を全くしない。
- ・人員不足のため、時短が取得できない。頑張って生んだのに母としての仕事ができず辛い。
- ・正職員で働くことが家族にとって本当によいことなのか毎日自問自答している。
- ・部分休業：ない、申請しても使えない。
- ・時短の実績がない
- ・妊娠中の業務変更希望（負担軽減）
- ・保育士：時差勤務なので育児時間休業が取れない。
- ・仕事と子育ての両立で一番大切なことは「職場の理解」
- ・保育園に入園できないため、やむを得ず配偶者が「退職」した。**
- ・保育の無償化よりも、保育士の待遇を良くし、待機児童を減らして1歳過ぎても入園しやすくしてほしい。
- ・産前産後休暇や年次有給休暇取得などを合わせると3年近く業務を離れることになる。育休取得時に両立支援ハンドブック等で説明があっても、所属ごとでサポート体制の違いや、制度して確立されていないのではないか等不安。加えて、夫婦共働きで共に異動があるため、単身赴任になった場合、ワンオペ育児になってしまい、勤務先がどこまで家の事情を考慮してくれるのかわからないので不安。
- ・時短職員でも、テレワークができる部署とできない部署があり不公平。低学年の子を持つ親はテレワークできる部署へ移動できるようにしてほしい。産休時の代替要員の補充は義務化にしてほしい。まわりに負担がかかると思うと2人目に消極的になってしまう。
- ・現在は、休暇を取得しやすい環境だが、以前は子どもが発熱をして、休暇を取得しようとしても、代替者がいないため出勤した経験がある。この環境が続くのだったら辞めざるを得ないと考えた時期もあった。**
- ・休みが足りない。発熱しても無理をして預けるため、お迎えが必要になり迎えに行くと「しんどい思いをしているのは子どもです」といわれる。モチベーションの維持が難しい。この思いは男性上司には理解できないと思う。
- ・育児休業は2年まで取得できるが、保育園に入れることが困難なので、ゼロ歳の時から保育園に入れるという決断をしなければならない。職場環境は休みが取れるのに、保育園のことを考えると職場復帰せざるを得ない。**
- ・育休中通信教育やWEBセミナーなど活用して、スキルアップする機会があるといい。スキルアップした分を評価して昇進が遅れないようにしてほしい。育休をとると昇進は遅れるし、社会から切り離されているように感じる。復帰するとき少し大変だった。
- ・夫が出張でほとんど家にいないので、4人分行事を一人で行かなければならない。保育園～高校、一人でできるか不安。**

## 【復帰後のハラスメント】

- ・復職後、以前と同じ仕事に戻され契約職員の仕事を引き継ぐように言われた。正規職員としてのキャリア形成や、やりがいを持って働くということから後退している。育児と仕事の両立のためのインフラ整備も大切だが、マインドをかえていかないとイキイキと働くというのには程遠い。人事の対応もとてもひどかった。
- ・区別という差別（職位）に対する無意識の言動を改善してほしい。やりがい搾取。子どもがいるママだからという理由で担当から外される。
- ・子どもがいて時短中なのに、同じノルマを課せられているため、評価を下げられているし、時短勤務をよく思わない人もいる。改善してほしい。特に上司の気遣いが少ない。
- ・育休後の復帰時に望まない異動が命じられた。くやしい。
- ・第1子出産後異動。1年で第2子の妊娠を報告したら、批判的雰囲気あり。温かい言葉かけもなく、心が張り裂けそうだった。育休を1年取得したかったが、早い復帰をという間接的压力があり、8ヶ月で復帰。子育て中の職員がいないため、気持ちを分かち合える人がいない。子どもの、健診・体調不良、自身の健診等で有給休暇が消化してしまうので足りない。コロナでテレワークをしたが、特に不便なくできた。これを機に、在宅勤務を導入してほしい。通勤時間をなくすることで、子どもの通院等にも活用できると思う。
- ・産休後、復帰10日前になんでも配属先の連絡はなく、産休前の役職には就けなかった。理由は、子どもがいるから無理だと言われた。育児も仕事も頑張りたい、昇進したいと思っても女性はダメなのかと感じた。男女差別だと思う。
- ・妊娠出産育児については非常に理解があり制度も充実している。しかし、人員不足の影響か、管理職は育児時短もほぼ取得できず、職務の兼任が増える。母としての役割を果たす時間も精神的な余力もなくなる。上長に相談しても、早く帰れとしか言わず、なぜ時短で帰れないのかの原因解決には至らない。個人の仕事のマネジメント力や管理の問題で止まってしまう。休めない業務と子供の病気が重なったらどうするのか常に不安を抱きながら仕事をしている。

## 【制度について】

- ・育短を利用中。子育てが重要なので給料減は仕方がない。3歳までの育児休暇制度、復帰後の育児短時間制度は有難い。
- ・業務時間短縮制度を利用し助かっている。小学校入学前までだが、小学校低学年はまだ子どもなので、延長してほしい。
- ・育短/看護休暇の改善 →看護休暇の延長希望（足りない）
- ・時短職員に対する業務量の調整や代替要員の配置がされていないので、時短を利用することができない。利用する際に必要な管理者の対応をもっと明確にし、実行してもらいたい。

- ・出産時までは仕事復帰に向けて努力したいと考えていたが、出産後4か月経過、コロナで保育園を見つけることも少し遅れを取っている。実母は仕事をしている、夫は非協力的、急な際の預け先もないため、今後を考えるとたくさん不安がある。
- ・育児時短は、小学校就学前まで取得できるが、この期間の延長はないのか、小学校低学年位まで延長希望。この2つが課題のため、小学校入学と同時に退職しなければならないかと思っている。
- ・就学児を持つ者に対しても、短時間勤務・保育時間の制度がほしい。
- ・小学校に入ってからのがむしろ、大変なことが増えることに気づきました。学校・学童への行き渋りへの対応、宿題や提出物のチェック、PTAなどの学校行事への対応（平日の昼間が多い）育児時短は小学校卒業まで延長してほしい。

### **【賃金】**

- ・育休、育児短縮伴う収入減
- ・代替要員がないため、育短を利用したが仕事が終わらないため、結果フルタイム＝無給。
- ・育休を3年取得したいが、収入減になるので制度はあっても活用できない。
- ・育児時短を使用しているが、無給のためかなり収入が減っている。保育園の迎えの時間前まで就業しているが、1日30分は無給になってしまふ。好きで続けている仕事ですが、収入が減っているので頑張らなくてもいいと、転職して、もっと家や保育園の近くで働いたほうが良いかと考える。
- ・育児休暇を延長したいという思いがあるが、収入減のため働くを得ない。
- ・妊娠・育児に関して理解をしている職場なので、急な休みや妊娠中の配置転換も含めて適切に対処してもらっている。育児時短を利用しているが、給与面はかなり厳しい。

\*\*\*\*\*

### **【コロナ】**

- ・コロナ禍でテレワークがある部署とない部署があった。テレワークができる（できない）理由は伝えてほしい。部署によっては、役割分担上、上を目指すことが難しい。若い世代を含め、部署ごとで活躍（昇進昇格）できるように制度を見直してほしい。
- ・新型コロナの感染拡大で、現場にいる自分たちは守ってもらえない身をもって感じた。防護服も個人で用意して、時間も、お金も、体も犠牲にしているのに優遇されているのは管理者や長と名の付く人ばかり。実際に現場に出ている人の身になって考えてほしい。
- ・コロナ感染対策で、密を避けるため食堂や休憩室が、作業スペースとなり、休憩するところがなくなってしまった。
- ・コロナの関係で娘の学校が休校になり、自分の出勤する時間帯に出勤することが難しくなったが、快くシフトの交代や、心配してくれる職場の仲間がいてとても助かった。
- ・妊婦なので感染が心配だったが配慮は一切ない。

・コロナになって、本来の仕事以外の業務が増えた。

- ・コロナになったことで、働き方が適正化した。小人数学級を経験したことからも実施が必要だと実感している。
- ・コロナに係る特殊業務により、正規職員の負担は大きくなるばかり。
- ・コロナに伴い、民間はテレワーク導入が進んでいる。行政も同様にすべき。
- ・コロナ対策のせいで、通常の繁忙期に加えて業務量が増加し限界。夫と交代で残業をしているが、いつまで続くのか…、ワークバランスとは何なのか？同じ職場でも業務量が偏っている。非常事態なのに体制は変わらない、限界！！

**【保育園について】**

公立保育園に通っているが、保育無償化によって保育サービスの質、内容が低下したと実感している。安心して保育園に通わせて、仕事ができることが無償化より大切なことだと思う。例) 3歳児クラスから日中の様子など連絡帳に記入していただいていたのが無くなった。家庭からの記載事項もあったが…。連絡帳が園と親のつながりだったので大変残念だし不安。

**【国に対して】**

- ・少子化からなかなか脱することができない。政治のあり方が問われる。人口減少に歯止めがかかる。など一つ一つ課題を解決していかなければ、今後、国として立ちいかなくなる恐れがある。出生率を増やし、子どもを大切に育てられる国の予算を増やし、世界一高い教育費の軽減をはかり、親の負担を減らすべきである。



## 女性労働者の労働実態及び男女平等・健健康態調査

問18で②③を選んだ方のみお答えください。  
（あてはまる項目を3つ以内でお答えください）

問19. 間18で②③を選んだ方のみお答えください。（複数回答可）

問20. 「生理休暇」がとりしりたりさえない

問21. 「生理休暇」が朝起きた時気分がすぐれない

問22. 「頭痛がしたり頭が重い

問23. 「腰や手足・膝・関節の痛みやしびれ

問24. 「胃の調子が悪い

問25. 「声がかかる

問26. 「眼が悪い

問27. 「腰がだるい、重い、痛い

問28. 「人間の不足や仕事の多忙で

問29. 「職場の雰囲気としてつくりくい

問30. 「休息と評価が下がるような

問31. 「気がする

問32. 「目が疲れるとそのままぼぼする

問33. 「声がかかる

問34. 「発汗・のぼせ

問35. 「苦痛でないでの必要ない

問36. 「その他（ ）

問37. 「最近以下のようなことがありますか？（複数回答可）

問38. 「心配ごとがある

問39. 「自分が他人よりも弱っていると

問40. 「思えてしゃがむのが辛い

問41. 「根気が続かない

問42. 「なんどなくイライラし、ちょっと

問43. 「したことなどがカン自然而

問44. 「受け取る予定がある

問45. 「自分的好きなことでも

問46. 「やる気がない

問47. 「うつつの気分がする

問48. 「とても仕事のことが好き

問49. 「やる気がしない

問50. 「うつつの気分でなくない

問51. 「あなたは具合が悪くて仕事を休めなかつたことがありますか。

問52. 「ある」と答えた方は、その主な理由は何ですか？

問53. 「無給になる

問54. 「人員不足で職場の体制がない

問55. 「同僚への気兼ね

問56. 「自分の責任のある会議等があった

問57. 「その他（ ）

問58. 「不妊治療と育児休暇の問題

問59. 「妊娠休暇と育児休暇の問題

問60. 「自己効力感

問61. 「性別による会議の開催回数の差

問62. 「性別による会議の開催回数の差

問63. 「性別による会議の開催回数の差

問64. 「性別による会議の開催回数の差

問65. 「性別による会議の開催回数の差

問66. 「性別による会議の開催回数の差

問67. 「性別による会議の開催回数の差

問68. 「性別による会議の開催回数の差

問69. 「性別による会議の開催回数の差

問70. 「性別による会議の開催回数の差

問71. 「性別による会議の開催回数の差

問72. 「性別による会議の開催回数の差

問73. 「性別による会議の開催回数の差

問74. 「性別による会議の開催回数の差

問75. 「性別による会議の開催回数の差

問76. 「性別による会議の開催回数の差

問77. 「性別による会議の開催回数の差

問78. 「性別による会議の開催回数の差

問79. 「性別による会議の開催回数の差

問80. 「性別による会議の開催回数の差

問81. 「性別による会議の開催回数の差

問82. 「性別による会議の開催回数の差

問83. 「性別による会議の開催回数の差

問84. 「性別による会議の開催回数の差

問85. 「性別による会議の開催回数の差

問86. 「性別による会議の開催回数の差

問87. 「性別による会議の開催回数の差

問88. 「性別による会議の開催回数の差

問89. 「性別による会議の開催回数の差

問90. 「性別による会議の開催回数の差

問91. 「性別による会議の開催回数の差

問92. 「性別による会議の開催回数の差

問93. 「性別による会議の開催回数の差

問94. 「性別による会議の開催回数の差

問95. 「性別による会議の開催回数の差

問96. 「性別による会議の開催回数の差

問97. 「性別による会議の開催回数の差

問98. 「性別による会議の開催回数の差

問99. 「性別による会議の開催回数の差

問100. 「性別による会議の開催回数の差

問101. 「性別による会議の開催回数の差

問102. 「性別による会議の開催回数の差

問103. 「性別による会議の開催回数の差

問104. 「性別による会議の開催回数の差

問105. 「性別による会議の開催回数の差

問106. 「性別による会議の開催回数の差

問107. 「性別による会議の開催回数の差

問108. 「性別による会議の開催回数の差

問109. 「性別による会議の開催回数の差

問110. 「性別による会議の開催回数の差

問111. 「性別による会議の開催回数の差

問112. 「性別による会議の開催回数の差

問113. 「性別による会議の開催回数の差

問114. 「性別による会議の開催回数の差

問115. 「性別による会議の開催回数の差

問116. 「性別による会議の開催回数の差

問117. 「性別による会議の開催回数の差

問118. 「性別による会議の開催回数の差

問119. 「性別による会議の開催回数の差

問120. 「性別による会議の開催回数の差

問121. 「性別による会議の開催回数の差

問122. 「性別による会議の開催回数の差

問123. 「性別による会議の開催回数の差

問124. 「性別による会議の開催回数の差

問125. 「性別による会議の開催回数の差

問126. 「性別による会議の開催回数の差

問127. 「性別による会議の開催回数の差

問128. 「性別による会議の開催回数の差

問129. 「性別による会議の開催回数の差

問130. 「性別による会議の開催回数の差

問131. 「性別による会議の開催回数の差

問132. 「性別による会議の開催回数の差

問133. 「性別による会議の開催回数の差

問134. 「性別による会議の開催回数の差

問135. 「性別による会議の開催回数の差

問136. 「性別による会議の開催回数の差

問137. 「性別による会議の開催回数の差

問138. 「性別による会議の開催回数の差

問139. 「性別による会議の開催回数の差

問140. 「性別による会議の開催回数の差

問141. 「性別による会議の開催回数の差

問142. 「ある」と答えた方は、その主な理由は何ですか？

問143. 「無給になる

問144. 「人員不足で職場の体制がない

問145. 「同僚への気兼ね

問146. 「自分の責任のある会議等があった

問147. 「不妊治療と育児休暇の問題

問148. 「妊娠休暇と育児休暇の問題

問149. 「自己効力感

問150. 「性別による会議の開催回数の差

問151. 「性別による会議の開催回数の差

問152. 「性別による会議の開催回数の差

問153. 「性別による会議の開催回数の差

問154. 「性別による会議の開催回数の差

問155. 「性別による会議の開催回数の差

問156. 「性別による会議の開催回数の差

問157. 「性別による会議の開催回数の差

問158. 「性別による会議の開催回数の差

問159. 「性別による会議の開催回数の差

問160. 「性別による会議の開催回数の差

問161. 「性別による会議の開催回数の差

問162. 「性別による会議の開催回数の差

問163. 「性別による会議の開催回数の差

問164. 「性別による会議の開催回数の差

問165. 「性別による会議の開催回数の差

問166. 「性別による会議の開催回数の差

問167. 「性別による会議の開催回数の差

問168. 「性別による会議の開催回数の差

問169. 「性別による会議の開催回数の差

問170. 「性別による会議の開催回数の差

問171. 「性別による会議の開催回数の差

問172. 「性別による会議の開催回数の差

問173. 「性別による会議の開催回数の差

問174. 「性別による会議の開催回数の差

問175. 「性別による会議の開催回数の差

問176. 「性別による会議の開催回数の差

問177. 「性別による会議の開催回数の差

問178. 「性別による会議の開催回数の差

問179. 「性別による会議の開催回数の差

問180. 「性別による会議の開催回数の差

問181. 「性別による会議の開催回数の差

問182. 「性別による会議の開催回数の差

問183. 「性別による会議の開催回数の差

問184. 「性別による会議の開催回数の差

問185. 「性別による会議の開催回数の差

問186. 「性別による会議の開催回数の差

問187. 「性別による会議の開催回数の差

問188. 「性別による会議の開催回数の差

問189. 「性別による会議の開催回数の差

問190. 「性別による会議の開催回数の差

問191. 「性別による会議の開催回数の差

問192. 「性別による会議の開催回数の差

問193. 「性別による会議の開催回数の差

問194. 「性別による会議の開催回数の差

問195. 「性別による会議の開催回数の差

問196. 「性別による会議の開催回数の差

問197. 「性別による会議の開催回数の差

問198. 「性別による会議の開催回数の差

問199. 「性別による会議の開催回数の差

問200. 「性別による会議の開催回数の差

問201. 「性別による会議の開催回数の差

問202. 「性別による会議の開催回数の差

問203. 「性別による会議の開催回数の差

問204. 「性別による会議の開催回数の差

問205. 「性別による会議の開催回数の差

問206. 「性別による会議の開催回数の差

問207. 「性別による会議の開催回数の差

問208. 「性別による会議の開催回数の差

問209. 「性別による会議の開催回数の差

問210. 「性別による会議の開催回数の差

問211. 「性別による会議の開催回数の差

問212. 「性別による会議の開催回数の差

問213. 「性別による会議の開催回数の差

問214. 「性別による会議の開催回数の差

問215. 「性別による会議の開催回数の差

問216. 「性別による会議の開催回数の差

問217. 「性別による会議の開催回数の差

問218. 「性別による会議の開催回数の差

問219. 「性別による会議の開催回数の差

問220. 「性別による会議の開催回数の差

問221. 「性別による会議の開催回数の差

問222. 「性別による会議の開催回数の差

問223. 「性別による会議の開催回数の差

問224. 「性別による会議の開催回数の差

問225. 「性別による会議の開催回数の差

問226. 「性別による会議の開催回数の差

問227. 「性別による会議の開催回数の差

問228. 「性別による会議の開催回数の差

問229. 「性別による会議の開催回数の差

問230. 「性別による会議の開催回数の差

問231. 「性別による会議の開催回数の差

問232. 「性別による会議の開催回数の差

問233. 「性別による会議の開催回数の差

問234. 「性別による会議の開催回数の差

問235. 「性別による会議の開催回数の差

問236. 「性別による会議の開催回数の差

問237. 「性別による会議の開催回数の差

問238. 「性別による会議の開催回数の差

問239. 「性別による会議の開催回数の差

問240. 「性別による会議の開催回数の差

問241. 「性別による会議の開催回数の差

問242. 「性別による会議の開催回数の差

問243. 「性別による会議の開催回数の差

問244. 「性別による会議の開催回数の差

問245. 「性別による会議の開催回数の差

問246. 「性別による会議の開催回数の差

問247. 「性別による会議の開催回数の差

問248. 「性別による会議の開催回数の差

問249. 「性別による会議の開催回数の差

問250. 「性別による会議の開催回数の差

問251. 「性別による会議の開催回数の差

H. あなたの年収は税金や社会保険料込みでいくらですか？  
複数仕事をしている人は合算して下さい。

|               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| ① 100万円未満     | ② 100～150万円未満 | ③ 150～200万円未満 |
| ④ 200～250万円未満 | ⑤ 250～300万円未満 | ⑥ 300～350万円未満 |
| ⑦ 350～400万円未満 | ⑧ 400～500万円未満 | ⑨ 500～600万円未満 |
| ⑩ 600～700万円未満 | ⑪ 700万円以上     |               |

#### (雇用における男女平等)

問1-1. あなたの今の職場では、仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べて不平等な差別されていますか？（複数回答可）

① 採用に男女差がある

② 賃金に差がある

③ 就・昇格に差がある

④ 能力を正当に評価しない

⑤ 据補的な仕事しかやらせてもらえない

⑥ 重要なプロジェクトなど社内の重要な仕事などは任せられない

⑦ 女性を幹部職員に登用しない

⑧ 結婚したり子どもが生まれたりするごとに勤めが悪くなる

⑨ 女性は定年まで勤め続け

⑩ 少ない

⑪ その他（ ）

問4-1. 年休（年次有給休暇）について

\* 2018年4月から年5日の年休を労働者に取得させることが義務化されました。（対象：年休が10日以上付与される労働者）

① 自由にとれる

② すこしひにくらい

③ ほんんどれない

④ 年休がないといわれた

⑤ 相談なく、一方的に年休の日を決められた

⑥ その他の

問4-2. 年休は、とりたいときにできますか？

① まったくとれない

② 1～2日

③ 3～5日

④ 6～10日

⑤ 11～15日

⑥ 16～20日

⑦ 21日以上

⑧ 年休がない（勤続6か月末満）

⑨ その他（ ）

問4-3. (あなたは年休をなんのためにお答えください)

① ある

② ない

③ 計画策定中

④ わからない

⑤ その他（ ）

問4-4. (あなたが年休をどうながかったとお答えください)

① 自分の病気・通院

② 体調

③ 組合活動等

④ 自分の病気・通院

⑤ 家族の病気・通院

⑥ 親の介護

⑦ 子どもの保育・授業

⑧ 冠婚葬祭

⑨ 家事など

⑩ 不妊治療

⑪ その他の（ ）

問5-1. 最近の1か月間の職場での女性の採用・昇格・昇進・昇格・登用についてのボジティファクションについて

\* ボジティファクションとは…男女差別解消のため、「女性を有利に取りあつかう特別の機会を与える取組」をすることがあります。

取組

① ある

② ない

③ カンパニー

④ カンパニー

⑤ その他（ ）

問3-1. 最近の1か月間の職場での女性の採用・昇格・昇進・昇格・登用についてのボジティファクションについて

\* 勤務時間第36条の規定により、時間外労働・休日労働協定(36協定)の締結が必要です。

（勤務時間 第36協定）

① 1～10時間未満

② 11～20時間未満

③ 20～30時間未満

④ 30～40時間未満

⑤ 40～50時間未満

⑥ 50～60時間未満

⑦ 60～80時間未満

⑧ 80～100時間未満

⑨ 100時間以上

⑩ その他（ ）

問3-2. 最近の1か月間、超過勤務で仕事をしても、お金が支払われない時、最もかかる「サービス残業」は通算どの程度ありましたか？

（通算時間 第36協定）

① まったくない

② 30分～5時間未満

③ 5～10時間未満

④ 10～20時間未満

⑤ 20～30時間未満

⑥ 30～40時間未満

⑦ 40～50時間未満

⑧ 50時間以上

⑨ その他（ ）

問3-3. 持ち帰りの残業はありますか？

① ある

② ない

③ その他（ ）

問3-4. 働業をする主な理由はなんですか？

(おもな理由を3つ以内でお答えください)

① 働業を組み込んだ業務だから

② 要員・人手不足だから

③ 上司の命令だから

④ 自らの責任でやらなければ

⑤ 仲間に迷惑がかかるから

⑥ 顧客・利用者・患者・生徒など

⑦ 勤務成績に影響するから

⑧ 収入を確保するため

⑨ その他（ ）

問4-1. あなたの今の職場では、仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べて不平等な差別されていますか？（複数回答可）

それは具体的にどのようなことですか？（複数回答可）

① 採用に男女差がある

② 賃金に差がある

③ 就・昇格に差がある

④ 能力を正当に評価しない

⑤ 据補的な仕事しかやらせてもらえない

⑥ 重要なプロジェクトなどは任せられない

⑦ 女性を幹部職員に登用しない

⑧ 結婚したり子どもが生まれたりするごとに勤めが悪くなる

⑨ 女性は定年まで勤め続け

⑩ 少ない

⑪ その他（ ）

問4-2. 年休（年次有給休暇）について

\* 2018年4月から年5日の年休を労働者に取得させることが義務化されました。（対象：年休が10日以上付与される労働者）

① 自由にとれる

② すこしひにくらい

③ ほんんどれない

④ 年休がないといわれた

⑤ 相談なく、一方的に年休の日を決められた

⑥ その他の

問4-3. (あなたは年休をなんのためにお答えください)

① ある

② ない

③ カンパニー

④ カンパニー

⑤ その他（ ）

問5-1. 最近の1か月間の職場での女性の採用・昇格・昇進・昇格・登用についてのボジティファクションについて

\* 勤務時間第36条の規定により、時間外労働・休日労働協定(36協定)の締結が必要です。

（勤務時間 第36協定）

① 1～10時間未満

② 11～20時間未満

③ 20～30時間未満

④ 30～40時間未満

⑤ 40～50時間未満

⑥ 50～60時間未満

⑦ 60～80時間未満

⑧ 80～100時間未満

⑨ 100時間以上

⑩ その他（ ）

問3-1. 最近の1か月間の職場での女性の採用・昇格・昇進・昇格・登用についてのボジティファクションについて

\* 勤務時間第36条の規定により、時間外労働・休日労働協定(36協定)の締結が必要です。

（勤務時間 第36協定）

① 1～10時間未満

② 11～20時間未満

③ 20～30時間未満

④ 30～40時間未満

⑤ 40～50時間未満

⑥ 50～60時間未満

⑦ 60～80時間未満

⑧ 80～100時間未満

⑨ 100時間以上

⑩ その他（ ）

問3-2. 最近の1か月間、超過勤務で仕事をしても、お金が支払われない時、最もかかる「サービス残業」は通算どの程度ありましたか？

（通算時間 第36協定）

① まったくない

② 30分～5時間未満

③ 5～10時間未満

④ 10～20時間未満

⑤ 20～30時間未満

⑥ 30～40時間未満

⑦ 40～50時間未満

⑧ 50時間以上

⑨ その他（ ）

問3-3. 持ち帰りの残業はありますか？

① ある

② ない

③ その他（ ）

問4-1. あなたの今の職場では、仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べて不平等な差別されていますか？（複数回答可）

それは具体的にどのようなことですか？（複数回答可）

① 採用に男女差がある

② 賃金に差がある

③ 就・昇格に差がある

④ 能力を正当に評価しない

⑤ 据補的な仕事しかやらせられない

⑥ 重要なプロジェクトなどは任せられない

⑦ 女性を幹部職員に登用しない

⑧ 結婚したり子どもが生まれたりするごとに勤めが悪くなる

⑨ 女性は定年まで勤め続け

⑩ 少ない

⑪ その他（ ）

問4-2. 年休（年次有給休暇）について

\* 2018年4月から年5日の年休を労働者に取得させることが義務化されました。（対象：年休が10日以上付与される労働者）

① 自由にとれる

② すこしひにくらい

③ ほんんどれない

④ 年休がないといわれた

⑤ 相談なく、一方的に年休の日を決められた

⑥ その他の

問4-3. (あなたは年休をなんのためにお答えください)

① ある

② ない

③ カンパニー

④ カンパニー

⑤ その他（ ）

問5-1. 最近の1か月間の職場での女性の採用・昇格・昇進・昇格・登用についてのボジティファクションについて

\* 勤務時間第36条の規定により、時間外労働・休日労働協定(36協定)の締結が必要です。

（勤務時間 第36協定）

① 1～10時間未満

② 11～20時間未満

③ 20～30時間未満

④ 30～40時間未満

⑤ 40～50時間未満

⑥ 50～60時間未満

⑦ 60～80時間未満

⑧ 80～100時間未満

⑨ 100時間以上

⑩ その他（ ）

問3-1. 最近の1か月間の職場での女性の採用・昇格・昇進・昇格・登用についてのボジティファクションについて

\* 勤務時間第36条の規定により、時間外労働・休日労働協定(36協定)の締結が必要です。

（勤務時間 第36協定）

① まったくない

② 30分～5時間未満

③ 5～10時間未満

④ 10～20時間未満

⑤ 20～30時間未満

⑥ 30～40時間未満

⑦ 40～50時間未満

⑧ 50～60時間未満

⑨ 60～80時間未満

⑩ 80～100時間未満

⑪ 100時間以上

⑫ その他（ ）</

妊娠・出産・育児に関する調査

妊娠・出産・育児など仕事とのかかわりでの実態、困難・改善したいことなどを意見をなんでも書いてください。

問14. 育児休業法の改善にむけてもつども要求したいことなどはなんですか？  
（もつども要求したい項目を3つ以内でお答えください）

- ① 育児休業中の所得保障の増強  
② 育児休業期間を勤務したもののみならず  
③ 期間の延長  
④ 代替要員の配置の義務化  
⑤ 原職復帰の義務化  
⑥ 再取得の制限をなくす  
⑦ 男女の取扱いの促進の措置  
⑧ その他

問15. 子育てに関する両立支援制度の改善にむけて要求したい項目を3つ以内でお答えください

① 子どもの看護休暇の日数増  
② 子どもの看護休暇の対象年令の引き上げ  
③ 参観日、PTA活動など家族的責任を果たすための休暇の新設・拡充  
④ 有給休憩制度・部分事業の期間延長  
⑤ 代替要員の配置の義務化  
⑥ 深夜労働の要件の削除  
⑦ 営業制限の期間延長  
⑧ その他（ ）

問16. あなたは昨年一年間(作年度)、子どもの休暇のために年次有給休暇を使いましたか？

① 使った  
② 使わないと

問17. 理由はなんですか？

① 子の看護休暇がたりなかった  
② 無給だから有給を先に使った  
③ その他（ ）

問18. 子どもが病気にならなかったときに看護は主にどうしていますか？

① 仕事の都合を考えて父または母が交代で休暇をする  
② 主として母親が休暇をとることが多い  
③ 主として父親が休暇をとることが多い  
④ いずれかの親族に頼む  
⑤ 知人やベビーシッターなどを頼む  
⑥ 病院保育を利用する  
⑦ その他（ ）

問19. もっとも切実な要件を5つ以内でお答えください。

① 所定内労働時間の短縮  
② 時間外労働の制限  
③ 休日労働の制限  
④ 休日労働の制限  
⑤ 育児時間の期間・時間の延長  
⑥ 配置転換  
⑦ 通勤時間の短縮  
⑧ 育児休業制度の改善  
⑨ 子の看護休暇の拡充  
⑩ 保育や授業参観、行事参加の休暇  
⑪ 公的保育の拡充  
⑫ 保育料など育児にかかる負担軽減  
⑬ 保育所行機器の解消  
⑭ 育て等に対する職場の理解  
⑮ 育児・家族の理解・協力  
⑯ 休職のとりやすい職場環境  
⑰ 携帯電話の充実  
⑱ 病児保育の充実  
⑲ その他（ ）

|  |   |
|--|---|
| <p><b>【記入上の注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛筆かシャープペンシルで記入してください。</li> <li>・間違えた場合は、消しゴムで消してください。</li> <li>・該当する項目（数字）に○をつけてください。</li> </ul>  | <p>全労連女性部は、女性労働者の実態をあきらかにして毎年、調査を行っています。2015年から現在は、は法整備もけた運動、女性労働者の労働条件向上のため活用します。</p>                          |
| <p><b>【お問い合わせ】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今回の調査は、2015年以降に妊娠・出産した労働者についてです。2015年から現在は、は法整備もけた運動、女性労働者の労働条件向上のため答えてください。</li> <li>2. 項目が複数にわたりますので、趣旨をご理解の上ご協力してご回答ください。調査は無記名で、個人的なことが外部に漏れません。</li> <li>3. 記入済の調査票は、用紙を配布した総合に渡して返送ください。</li> </ol> | <p>全労連女性部</p> <p>TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620<br/>〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館</p> <p><b>【問い合わせ先】</b></p> |

|                                    |  |                |               |          |         |          |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |
|------------------------------------|--|----------------|---------------|----------|---------|----------|--------------|----------|---------|----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-------------|-----------|----------|----------|-----------|------------|----------------|--|--|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|--|--|
| <p>I. 組合名又は支部名を記入してください。</p> <hr/> | <p>II. あなたの組合が加入している単産名に○を付けてください</p> <hr/> <table border="0"> <tr><td>(1) 建交労</td><td>(2) J M I T U</td><td>(3) 自交社連</td><td>(4) 株組連</td></tr> <tr><td>(5) 生協労連</td><td>(6) 金労連・全国一級</td><td>(7) 金融労連</td><td>(8) 全企連</td></tr> <tr><td>(9) 民放労連</td><td>(10) 映演労連</td><td>(11) 日本医労連</td><td>(12) 福祉労連</td></tr> <tr><td>(13) 國公労連</td><td>(14) 自治労連</td><td>(15) 全教</td><td>(16) 駅運労連</td></tr> <tr><td>(17) 特殊法人労連</td><td>(18) 出版労連</td><td>(19) 全損保</td><td>(20) 全農連</td></tr> <tr><td>(21) 新聞労連</td><td>(22) その他労組</td><td>(23) 組合に入っていない</td><td></td></tr> </table> <hr/> | (1) 建交労        | (2) J M I T U | (3) 自交社連 | (4) 株組連 | (5) 生協労連 | (6) 金労連・全国一級 | (7) 金融労連 | (8) 全企連 | (9) 民放労連 | (10) 映演労連 | (11) 日本医労連 | (12) 福祉労連 | (13) 國公労連 | (14) 自治労連 | (15) 全教 | (16) 駅運労連 | (17) 特殊法人労連 | (18) 出版労連 | (19) 全損保 | (20) 全農連 | (21) 新聞労連 | (22) その他労組 | (23) 組合に入っていない |  | <p>III. あなたの大職場の所在する都道府県に○を付けてください</p> <hr/> <table border="0"> <tr><td>(1) 北海道</td><td>(2) 青森</td><td>(3) 岩手</td><td>(4) 宮城</td><td>(5) 秋田</td><td>(6) 山形</td><td>(7) 福島</td></tr> <tr><td>(8) 岐阜</td><td>(9) 滋賀</td><td>(10) 滋賀</td><td>(11) 長野</td><td>(12) 長野</td><td>(13) 東京</td><td>(14) 神奈川</td></tr> <tr><td>(15) 新潟</td><td>(16) 富山</td><td>(17) 石川</td><td>(18) 石川</td><td>(19) 山梨</td><td>(20) 長野</td><td>(21) 長野</td></tr> <tr><td>(22) 静岡</td><td>(23) 静岡</td><td>(24) 静岡</td><td>(25) 滋賀</td><td>(26) 京都</td><td>(27) 大阪</td><td>(28) 兵庫</td></tr> <tr><td>(29) 奈良</td><td>(30) 奈良</td><td>(31) 奈良</td><td>(32) 鳥取</td><td>(33) 岡山</td><td>(34) 広島</td><td>(35) 山口</td></tr> <tr><td>(36) 鳥取</td><td>(37) 香川</td><td>(38) 愛媛</td><td>(39) 高知</td><td>(40) 福岡</td><td>(41) 佐賀</td><td>(42) 熊本</td></tr> <tr><td>(43) 熊本</td><td>(44) 大分</td><td>(45) 宮崎</td><td>(46) 鹿児島</td><td>(47) 沖縄</td><td></td><td></td></tr> </table> <hr/> | (1) 北海道 | (2) 青森 | (3) 岩手 | (4) 宮城 | (5) 秋田 | (6) 山形 | (7) 福島 | (8) 岐阜 | (9) 滋賀 | (10) 滋賀 | (11) 長野 | (12) 長野 | (13) 東京 | (14) 神奈川 | (15) 新潟 | (16) 富山 | (17) 石川 | (18) 石川 | (19) 山梨 | (20) 長野 | (21) 長野 | (22) 静岡 | (23) 静岡 | (24) 静岡 | (25) 滋賀 | (26) 京都 | (27) 大阪 | (28) 兵庫 | (29) 奈良 | (30) 奈良 | (31) 奈良 | (32) 鳥取 | (33) 岡山 | (34) 広島 | (35) 山口 | (36) 鳥取 | (37) 香川 | (38) 愛媛 | (39) 高知 | (40) 福岡 | (41) 佐賀 | (42) 熊本 | (43) 熊本 | (44) 大分 | (45) 宮崎 | (46) 鹿児島 | (47) 沖縄 |  |  |
| (1) 建交労                            | (2) J M I T U  | (3) 自交社連       | (4) 株組連       |          |         |          |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |
| (5) 生協労連                           | (6) 金労連・全国一級   | (7) 金融労連       | (8) 全企連       |          |         |          |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |
| (9) 民放労連                           | (10) 映演労連  | (11) 日本医労連     | (12) 福祉労連     |          |         |          |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |
| (13) 國公労連                          | (14) 自治労連  | (15) 全教        | (16) 駅運労連     |          |         |          |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |
| (17) 特殊法人労連                        | (18) 出版労連  | (19) 全損保       | (20) 全農連      |          |         |          |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |
| (21) 新聞労連                          | (22) その他労組   | (23) 組合に入っていない |               |          |         |          |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |
| (1) 北海道                            | (2) 青森   | (3) 岩手         | (4) 宮城        | (5) 秋田   | (6) 山形  | (7) 福島   |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |
| (8) 岐阜                             | (9) 滋賀   | (10) 滋賀        | (11) 長野       | (12) 長野  | (13) 東京 | (14) 神奈川 |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |
| (15) 新潟                            | (16) 富山  | (17) 石川        | (18) 石川       | (19) 山梨  | (20) 長野 | (21) 長野  |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |
| (22) 静岡                            | (23) 静岡  | (24) 静岡        | (25) 滋賀       | (26) 京都  | (27) 大阪 | (28) 兵庫  |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |
| (29) 奈良                            | (30) 奈良  | (31) 奈良        | (32) 鳥取       | (33) 岡山  | (34) 広島 | (35) 山口  |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |
| (36) 鳥取                            | (37) 香川  | (38) 愛媛        | (39) 高知       | (40) 福岡  | (41) 佐賀 | (42) 熊本  |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |
| (43) 熊本                            | (44) 大分  | (45) 宮崎        | (46) 鹿児島      | (47) 沖縄  |         |          |              |          |         |          |           |            |           |           |           |         |           |             |           |          |          |           |            |                |  |  |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |          |         |  |  |

|       |      |       |  |   |
|-------|------|-------|--|---|
| 《良い例》 | ① はい | ② いいえ | <input checked="" type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ            |
| 《悪い例》 | ① はい | ② いいえ | <input type="checkbox"/> はい            | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |

※○は、棒からはずみ出さないように記入してください。×印も不可以です。

**[記入上の注意]**

- ・鉛筆かシャープペンシルで記入してください。
- ・間違えた場合は、消しゴムで消してください。
- ・該当する項目（数字）に○をつけてください。

A. あなたの仕事は次のうちいずれになりますか？※区別がつきにくい場合もおおよそ近いものを選んでください。

【お願い】 今回の調査は、2015年以降に妊娠・出産した労働者を対象に、労働向上のため活用します。

|       |             |           |
|-------|-------------|-----------|
| ⑪ 研究職 | ⑭ その他専門・技術職 | ⑮ 運輸・交通関係 |
| ⑫ 金融  | ⑯ 建設関係      | ⑰ 通商関係    |
| ⑬ 会社員 | ⑯ その他       | ⑱ その他     |

2. 項目が多岐にわたりますから、検査をどこに理解の上に協力をお願いします。調査は無記名で、すべてコンピュータによって統計的に分析され、個人的なことが外部に漏れることはありません。

B-1. あなたの雇用形態は次のいずれですか

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| ① 正社員・正規職員 | ② 非正規・非常勤 | ③ 非正規・非常勤 |
| □          | □         | □         |

3. 記入済の調査票は、用紙を配布した組合に渡して下さい。  
組合を通して依頼された方は、直接会員連に返送してください。

B-2. B-1で②・③・④・⑤・⑥と回答した人にお聞きします。  
①以外の雇用形態を選んだ特に強い理由を1つ選んでください。

④派遣 ⑤フリーランス・個人事業 ⑥その他

**【問い合わせ先】** 全労連女性部  
TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620  
〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4F  
**①**正社員になりたかったがなれなかつた  
**②**子育て・介護などのため

1. 組合名又は支部名を記入してください。

(3)自分の専門・能力を活かすため  
(4)正規のような働き方ができないと思った  
○アコム /

II. あなたの組合が加入している単産名に○を付けてください。

|                              |                                    |                               |                               |
|------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 建交労 | <input type="checkbox"/> J M I T U | <input type="checkbox"/> 自交総連 | <input type="checkbox"/> 検査労連 |
|------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|

B-3. 現在複数以上の仕事をしていますか（内職を含む）

していない（仕事は1つ）

その他（ ）

② 22

| C. あなたの勤務形態はどのようになっていますか? |                                |
|---------------------------|--------------------------------|
|                           | ⑤ 5つ以上                         |
| ⑤ 生協労連                    | ⑥ 全労連・全互一般<br>⑦ 金融労連<br>⑧ 全印総連 |
| ⑨ 民放労連                    | ⑩ 映演労連<br>⑪ 日本医労連<br>⑫ 福祉保育労   |

|            |           |          |            |              |                   |
|------------|-----------|----------|------------|--------------|-------------------|
| (1) 国公労連   | (14) 自治労連 | (15) 全教  | (16) 郵政U   | (1) 日勤       | (2) 時差勤務・早番・遅番がある |
| (7) 特殊法人労連 | (18) 出版労連 | (19) 全損保 | (20) 全農協労連 | (3) 交替制勤務がある | (4) 3交替制勤務がある     |

|       |         |            |       |            |
|-------|---------|------------|-------|------------|
| ②新聞労連 | ②その他の労組 | ③組合に入っていない | ⑤夜勤専門 | ⑥フレックスタイム制 |
| ⑦裁量労働 | ⑧その他（   | ）          | ⑨     | ）          |

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| ① 1人で（単身）           | ② 1人で（扶養者あり） |
| E. あなたの家計は何人の収入ですか。 |              |

|              |          |
|--------------|----------|
| F. お子さんの年齢は? |          |
| (1) 1人       | (2) 2人   |
| (3) 3人       | (4) 4人以上 |
| (43) 熊本      | (44) 大分  |
| (45) 宮崎      | (46) 鹿児島 |
| (47) 沖縄      | —        |

次ページに続きます

問10-3. 夫が育児休業をとらない、またはもと長くどりたかつたが期間を短くした理由はなんですか（おもな理由を3つ以内）

問7. 妊娠中、休憩時間延長などの措置をとりましたか？

妊娠中の業務軽減についてお聞きます。

—1. あなたは妊娠・出産・子育てを理由として仕事をやめた経験はありますか  
〔かえ〕

① 女性からの妊娠休暇がなく、直に有給を必要とするのがつらい

② 時間延長や回数が増加された

③ 多忙・代わり者がいない等職場の事情で請求しなかった

④ 賃金カットされるので請求しなかった

⑤ この措置を知らないかった

⑥ 請求したが認められなかった

| 図4-1・女性産業労働者事実上の労働カードについて               | 図4-2・間4-1と答えた方におたずねします。                           | 図4-3・時間外労働の免除                                    |
|---|---|--|
| ① 知っている<br>② 知らない                       |   |  |
| ① 利用した<br>② 利用を必要とした<br>③ 利用したかったがしなかつた |   |  |
|   | ① もともと時間外労働はない<br>② 一部期間は免除された<br>③ 一部期間は免除されなかった | ① 希望どおり免除された<br>② 多忙・代替者がいない等<br>③ 職場の状況で請求しなかった |

|   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| ① | 勤務時間が合わなかった                          |
| ② | 職場に両立を支援する制度や雰囲気がなかった                |
| ③ | 両立支援制度はあったが、となる雰囲気がなかった              |
| ④ | 自分の体力がもたなくなってしまった（仕事と子育て両立への自信がなかった） |
| ⑤ | 子どもの病気などでたびたび休まざるを得なかつた              |
| ⑥ | 保育園にあづけられなかつた                        |
| ⑦ | つわりや体調不良のため                          |

|   |
|---|
| <p>問題10-4、「育児時間（保育時間）についてお聞きします。」「育児時間（保育時間）は該当する勤務日のどのくらい取得できますか？」</p>                               |
| <p>① 育児休業をとったので必要なし<br/>② ほとんど毎日どれた<br/>③ 半分くらい取れた<br/>④ ほとんどそれなかった<br/>⑤ どちらなかった<br/>⑥ 制度を知らなかつた</p> |

育見についてお聞きします

|                            |
|----------------------------|
| ② 行使した                     |
| ③ 多忙・代替者がいない等職場の事情で請求しなかった |
| ④ 賃金カットされるので請求しなかった        |
| ⑤ この措置を知らなかた               |
| ⑥ 請求したが認められなかつた            |

|                                  |                        |  |
|----------------------------------|------------------------|--|
|                                  |                        |  |
| ② ない                             | ① ある                   |  |
| — 2. あると答えた方におたずねします。どんなハラメントですか | — 1. ことばや態度いやがらせをうけた   |  |
| ② 制度利用（法定どり含む）が説められなかつた          | ① 家事・育児に対するたるみの希望してやめた |  |
| — 1. あなたは妊娠・出産・育児にかかわってハラメントをうけた | ① その他                  |  |
| — 2. あると答えた方におたずねします。どんなハラメントですか | ② ない                   |  |
| ② ない                             | ① ある                   |  |
| — 1. ことばや態度いやがらせをうけた             | ① 家族の性別がうけた            |  |
| — 2. あると答えた方におたずねします。どんなハラメントですか | ② ない                   |  |

|  |               |               |                    |  |                |  |       |  |
|--|---------------|---------------|--------------------|--|----------------|--|-------|--|
| <p>問11-2. 「育児のための短時間勤務制度」が職場にある方にお聞きします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 制度を利用した</td><td style="width: 50%;">② 自分の意思でらなかった</td></tr> <tr> <td>③ 取得したかったが取れなかつた</td><td></td></tr> </table>   | ① 制度を利用した     | ② 自分の意思でらなかった | ③ 取得したかったが取れなかつた   |  |                |  |       |  |
| ① 制度を利用した  | ② 自分の意思でらなかった |               |                    |  |                |  |       |  |
| ③ 取得したかったが取れなかつた   |               |               |                    |  |                |  |       |  |
| <p>問11-3. 11-2で①制度を利用した方にお聞きします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 利用してよかつた</td><td style="width: 50%;">② 賃金が減って困った</td></tr> <tr> <td>③ 多忙で就時短にならないことが多い</td><td></td></tr> <tr> <td>④ 専業・厚給などに影響した</td><td></td></tr> <tr> <td>⑤ その他</td><td></td></tr> </table> | ① 利用してよかつた    | ② 賃金が減って困った   | ③ 多忙で就時短にならないことが多い |  | ④ 専業・厚給などに影響した |  | ⑤ その他 |  |
| ① 利用してよかつた   | ② 賃金が減って困った   |               |                    |  |                |  |       |  |
| ③ 多忙で就時短にならないことが多い   |               |               |                    |  |                |  |       |  |
| ④ 専業・厚給などに影響した   |               |               |                    |  |                |  |       |  |
| ⑤ その他  |               |               |                    |  |                |  |       |  |

|                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| ①自分が育児休業を取った                 | ②配偶者(夫)が育児休業を取った |
| ③自分に配属者がいた。                  | ④どちらなかつた         |
| ③育児休業を取つた。                   | ⑤仕事をやめた          |
| 問10-1 育児休業をとつた方はお答えくださいましたか？ |                  |
| (A) あなたの自身育児休業はどのくらいありましたか？  |                  |
| ①2ヶ月未満                       | ②2～6ヶ月未満         |
| ④10～12ヶ月未満                   | ⑤12～1歳6ヶ月未満      |
| ⑦2歳以上3歳未満                    | ⑥1歳6ヶ月～2歳未満      |
| ⑧3歳以上                        |                  |

| 図4-5. 深夜業 (22時～5時の勤務) の免除 |                 |
|---------------------------|-----------------|
| ① もともと深夜営業はない             | ② 現職で免除された      |
| ③ 配置替え・異動などで              | ④ 一部期間は免除された    |
| ⑤ 免除された                   | ⑥ 収入が減るので       |
| ⑦ 職場の代著者がいない等             | ⑧ 請求しなかった       |
| ⑨ 職場の代著者で請求しなかった          | ⑩ 請求したが認められなかった |

| 問題11-4. 制度を利用したかつた方に「育児見します」 |              | 問題12. 小学校就学前の子どもによる深夜業の免除はされていますか? |                           |
|------------------------------|--------------|------------------------------------|---------------------------|
| ① 休業中の所得保障がない                | ② 一時金が付出しない  | ③ 育給(複数回答可)                        | ① もともと深夜業はない<br>② 免除されている |
| ④ 勤務年数に影響する                  | ⑤ 代替要員がない    | ⑥ 人員不足                             |                           |
| ⑦ 昇進・昇格に影響する                 | ⑧ 特に必要性を感じない |                                    |                           |
| ⑨ その他( )                     |              |                                    |                           |

|  |                |              |
|--|----------------|--------------|
| (B) 配買者の育児休業はどのくらいですか。                   |                |              |
| ① 2週間未満                                  | ② 2週間～1ヶ月未満    | ③ 1ヶ月～3ヶ月未満  |
| ④ 3ヶ月～6ヶ月未満                              | ⑤ 6ヶ月～1年未満     | ⑥ 1年～1年6ヶ月未満 |
| ⑦ 1年6ヶ月以上                                |                |              |
| 問10-2. あなたが希望通りの期間育児休業をとらなかった理由をお答えください。 |                |              |
| ① 育児休業の制度が職場にない                          | ② 休業中の所得保障が少ない |              |

|                              |                                |
|------------------------------|--------------------------------|
| (2) 転換された                    | ③ 一部期間転換された                    |
| (4) 脱退の事情で請求しなかった            | ⑤ 自分の希望で請求しなかった                |
| (6) 収入が減るので請求しなかった           | ⑦ 転換できることを知らなかった               |
| (8) 請求したが認められなかった            | ⑨ 女性の通院休暇をとりましたか？              |
| 問5-1・1 女性の通院休暇をとりましたか？       | ① 必要回数をとった ② 度数かとった ③ どちらもなかった |
| 問5-1-2 ②(3)を記入した方に理由をお聞きします。 |                                |

|                                    |
|------------------------------------|
| 産前・産後休暇について                        |
| 産前・産後休暇を学基法や脚場協定以下しださい」とされた人のみが答えた |
| 産前・産後休暇を6週間未満しか得られなかつた、または得らなかつた   |
| 3-3-1. 前半休暇を6週間未満しか得られなかつた         |
| ( )                                |

|  |  |
|--|--|
| <p>④ 夜は家族がいる等、深夜業免除の要件に該当しない<br/>         ⑤ 職場の事情で請求していない<br/>         ⑥ 収入が減るので請求していない<br/>         ⑦ 免除できることを知らない<br/>         ⑧ 請求したが認められない</p> | <p>① 時間外労働はない<br/>         ② 時間外労働は免除されている</p> |
| <p>問13. 小学校就学前の子をもつことによる時間外労働の制限はされていませんか？</p>   | <p>① 時間外労働はない<br/>         ② 時間外労働は免除されている</p> |

③一時金が出ない ④昇給がおくれる  
⑤勤務年数に影響する ⑥代替要員がいない  
⑦人員不足 ⑧昇進・昇任に影響する  
⑨夫と2人で連携して取得したほうが育児休業給付が多くなるから  
⑩夫がとると2人分の育児休業期間が長くなるから  
⑪保育園に入れるために  
⑫上の子が保育園をやめさせられるから

図6 妊娠中・通勤緩和のための勤務時間短縮等は行使しましたか？

|                           |                |                 |
|---------------------------|----------------|-----------------|
| ① 通勤緩和を必要としない通勤状況だった      | ② 週1回以上通院した    | ③ 一定期間・ときどきといった |
| ④ 多忙・代替者がない等職務の事情で請求しなかった | ⑤ 無難なので請求しなかった |                 |

④ 収入が減るので請求していない  
⑤ 免除できることを知らなかつた  
⑥ 求められたが認められない

(14) その他の ( )

④ 制度を知らなかつた  
⑤ 仕事を辞めたから

③ 仕事に出るよう指示された

「女性労働者の労働実態および男女平等・健康実態調査」  
「妊娠・出産・育児に関する実態調査」報告 2021年5月

発行 全国労働組合総連合女性部

〒113-8462東京都文京区湯島2-4-4

全労連会館4階

TEL03-5842-5611 FAX03-5842-5620